

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人日本スポーツ振興センター役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

日本スポーツ振興センターは、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツ振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設立された法人である。

当法人の主要事業が、スポーツ施設の管理・運営、国際競技力向上のための研究・支援、スポーツ振興のための助成、災害共済給付等多岐に渡ることを踏まえ、役員報酬水準を決定するにあたっては、国家公務員指定職俸給表を参考として、法人の長を4号俸、5号俸の間、理事を2号俸、監事を1号俸よりも低い額で設定している。

② 平成29年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、平成15年10月の法人設立当初から、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その職務実績に応じ、特別手当の額を100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができることとしている。(役員報酬規則第7条第3項) また、報酬はその者の業績を考慮して定めるものとしている。(役員報酬規則第1条第2項)

③ 役員報酬基準の内容及び平成29年度における改定内容

法人の長

法人の長の報酬は、日本スポーツ振興センター役員報酬規則に則り、本給、特別地域手当、通勤手当及び特別手当で構成されている。

特別地域手当の月額、本給月額に規定の割合を乗じて得た額としている。

特別手当の額は、基準日現在において、常勤の役員が受けるべき本給及び特別地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び本給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額に一般職給与法第19条の4第2項及び第19条の7第2項第1号ロに定める指定職俸給表の適用を受ける職員に適用されるそれぞれの支給割合を合計した支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額としている。

なお、平成29年度は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、以下の改正を行った。

・期末手当 3.3月(前年 3.25月)

理事

理事の報酬は、日本スポーツ振興センター役員報酬規則に則り、本給、特別地域手当、通勤手当及び特別手当で構成されている。

特別地域手当の月額、通勤手当及び特別手当の額は、本給月額に規定の割合を乗じて得た額としている。

特別手当の額は、基準日現在において、常勤の役員が受けるべき本給及び特別地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び本給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額に一般職給与法第19条の4第2項及び第19条の7第2項第1号ロに定める指定職俸給表の適用を受ける職員に適用されるそれぞれの支給割合を合計した支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額としている。

なお、平成29年度は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、以下の改正を行った。

- ・期末手当 3.3月(前年 3.25月)

監事

監事の報酬は、日本スポーツ振興センター役員報酬規則に則り、本給、特別地域手当、通勤手当及び特別手当で構成されている。

特別地域手当の月額、通勤手当及び特別手当の額は、本給月額に規定の割合を乗じて得た額としている。

特別手当の額は、基準日現在において、常勤の役員が受けるべき本給及び特別地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び本給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額に一般職給与法第19条の4第2項及び第19条の7第2項第1号ロに定める指定職俸給表の適用を受ける職員に適用されるそれぞれの支給割合を合計した支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額としている。

なお、平成29年度は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、以下の改正を行った。

- ・期末手当 3.3月(前年 3.25月)

監事(非常勤)

日本スポーツ振興センター役員報酬規則に則り、非常勤役員手当を支給している。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成29年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長 A	18,318	11,004	5,114	2,200 0 (特別地域手当) (通勤手当)			
理事A	15,420	9,132	4,244	1,826 217 (特別地域手当) (通勤手当)			
理事B	15,316	9,132	4,244	1,826 114 (特別地域手当) (通勤手当)			◇
理事C	14,124	9,132	2,848	1,826 316 (特別地域手当) (通勤手当)	4月1日		※
理事D	5,046	2,500	1,993	500 52 (特別地域手当) (通勤手当)		7月10日	◇
理事E	9,500	6,632	1,351	1,326 189 (特別地域手当) (通勤手当)	7月11日		※
監事A	13,861	8,244	3,831	1,648 137 (特別地域手当) (通勤手当)			
監事B (非常勤)	936	936	0	0 0 (特別地域手当) (通勤手当)			

注1:「特別地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:前職欄の記号は、以下であることを示す。

「※」は退職公務員、「◇」は役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者、「※」は独立行政法人等の退職者、「※※」は退職公務員が独立行政法人等の役員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳について千円未満切捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

当法人は、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている。

当法人の長は、法人全体の多岐にわたる業務を総括する一方、国際競技力向上のための支援等に関する国内外関係機関との連携を進めるなど、高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、専門的な知識と幅広い視野が求められる。

法人の長の年間報酬額は、事務次官の年間給与額23,175千円と比べてもそれ以下となっている。また、法人の長の報酬月額を国家公務員指定職俸給表4～5号俸相当(本省局長級)の額とし、国家公務員指定職の給与改定が行われた際には4号俸の改定率を準用して見直しを行っている。

以上を踏まえ、法人の長の報酬水準は妥当であると考えます。

理事

当法人の理事は、法人の長で記載した多岐にわたる専門性の高い各事業において、各事業に特化したより専門的な知識と幅広い視野を求められ、当法人内及び国内外の関係機関との連携を図り、業務を遂行している。

当法人の理事においては、国家公務員の内部部局の長と比べても低い国家公務員指定職俸給表2号俸の額とし、給与改定が行われた際には、2号俸の改定率を準用して見直しを行っている。

以上を踏まえ、理事の報酬水準は妥当であると考えます。

監事

当法人の監事は、法人の長で記載した多岐にわたる専門性の高い各事業を監査する。監査の結果に基づき、必要があると認められる時には、理事長又は文部科学大臣に意見を提出することが出来る重要な役割を果たしている。
当法人の監事においては、国家公務員指定職俸給表1号俸よりも低い額とし、給与改定が行われた際には、1号俸の改定率を準用して見直しを行っている。
以上を踏まえ、監事の報酬水準は妥当であると考えます。

監事
(非常勤)

当法人の監事(非常勤)は、監事と同等の職務を行うため、監事の報酬と同等とみなしている。非常勤という勤務形態を鑑み、出勤日数を考慮した報酬水準とし、給与改定が行われた際には、監事の報酬の見直しに基づき見直しを行っている。
以上を踏まえ、監事(非常勤)の報酬水準は妥当であると考えます。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や参考となる国家公務員との比較などを考慮すると、法人の役員の報酬水準は妥当であると考えます。

4 役員の退職手当の支給状況(平成29年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	前職	備考
理事F	2,383	3 0	平成28年9月30日	0.8		平成28年度に仮の業績勘案率により算出した額(1,906千円)を仮支給していたが、業績勘案率が決定したことにより確定した退職手当の総額である。
理事G	4,394	4 11	平成29年3月31日	0.9	※	平成28年度に仮の業績勘案率により算出した額(3,125千円)を仮支給していたが、業績勘案率が決定したことにより確定した退職手当の総額である。

注:前職欄の記号は、以下であることを示す。

「※」は退職公務員、「◇」は役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者、「※」は独立行政法人等の退職者、「※※」は退職公務員が独立行政法人等の役員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事F	当該理事の所掌である災害共済給付に関する業務等については、所期の目標を達成していると認められるが、在職期間中にあった新国立競技場の白紙撤回の問題、会計検査院による不適切な経理の指摘を踏まえた業務実績評価結果などを総合的に勘案し、業績勘案率を0.8と決定した。
理事G	当該理事の所掌であるハイパフォーマンスセンターに関する業務等については、所期の目標を達成していると認められるが、在職期間中にあった新国立競技場の白紙撤回の問題、会計検査院による不適切な経理の指摘を踏まえた業務実績評価結果などを総合的に勘案し、業績勘案率を0.9と決定した。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人においては、法人設立当初から、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その職務実績に応じ、特別手当の額を100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができることとしている。(役員報酬規則第7条第3項) また、報酬はその者の業績を考慮して定めるものとしている。(役員報酬規則第1条第2項)
引き続き、現在の仕組みを継続していく。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

給与水準の決定に当たっては、昨年の主務大臣の検証結果でも「地域・学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。」との評価を受けている。引き続き、この水準を維持するため、国家公務員の給与制度の改正、国家公務員の給与水準を考慮し決定する。
国家公務員・・・平成29年給与実態調査のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が410,719円となっており、全職員の平均給与月額は416,969円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤務評定等による勤務成績を勤勉手当支給額に反映するため、6月期及び12月期勤勉手当支給月数のうち、それぞれ0.03か月分を査定原資として、「特に優秀」「優秀」等の成績区分を設け、勤勉手当の増減を行うほか、昇給区分を5段階にして、勤務成績を昇給に反映させている。

③ 給与制度の内容及び平成29年度における主な改正内容

日本スポーツ振興センター職員給与規則に則り、本給及び諸手当(扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、超過勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、放射線取扱手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当)として
いる。
期末手当については、本給及び扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を基礎として、別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の割合を乗じて得た額としている。
勤勉手当については本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を基礎として別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の割合を乗じて得た額としている。
期末手当及び勤勉手当の割合並びに勤勉手当の支給基準については規定に定める基準に従って割合を乗じて計算することとなっている。
なお、平成29年度中に国家公務員の例に準じ、以下のとおり改正を行った。

H29.4

- ①扶養手当 配偶者に係る手当額の引下げ・子に係る手当額の引上げ
(平成32年度にかけて段階的に引下げ・引上げを実施)
- ②育児・介護休業取得者の復職時調整廃止
- ③部分休業取得者の勤勉手当に係る勤務期間算定方法の変更 取得日数90日→取得期間30日

H29.6

勤勉手当(6月期) 一般職 0.80月→0.85月 管理職 1.00月→1.05月

H29.10

通勤手当の支給方法を国に倣い変更

H29.12

勤勉手当(12月期) 一般職 0.90月→0.85月 管理職 1.10月→1.05月

H30.1(H29.4適用)

- ①本給表 増額改定(平均 0.18%)
- ②初任給調整手当 増額改定
- ③12月期勤勉手当支給率 一般職 0.85月→0.95月 管理職 1.05月→1.15月

また、平成27年4月1日の本給表減額改定時の取扱いを以下のとおり講じた。

切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる者には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(別に定める者にあつては55歳に達した日後における最初の4月1日(別に定める者以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日に別に定める者となった場合にあっては、なった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成29年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	人 332	歳 43.5	千円 7,674	千円 5,623	千円 192	千円 2,051
事務・技術	人 290	歳 43.3	千円 7,456	千円 5,458	千円 187	千円 1,998
研究職種	人 30	歳 43.5	千円 8,464	千円 6,198	千円 225	千円 2,266
医療職種 (医師(研究員))	人 5	歳 52.1	千円 14,665	千円 11,011	千円 244	千円 3,654
医療職種 (診療所看護師)	人 1	省略	省略	省略	省略	省略
医療職種 (医療技術職)	人 6	歳 49.7	千円 8,510	千円 6,264	千円 258	千円 2,246

非常勤職員	人 177	歳 35.9	千円 4,511	千円 3,441	千円 158	千円 1,070
事務・技術	人 147	歳 35.8	千円 4,211	千円 3,210	千円 166	千円 1,001
研究職種	人 20	歳 33.9	千円 5,661	千円 4,315	千円 108	千円 1,346
医療職種 (医師(研究員))	人 2	省略	省略	省略	省略	省略
その他委託費等 雇用職員	人 8	歳 43.3	千円 5,969	千円 4,503	千円 139	千円 1,466

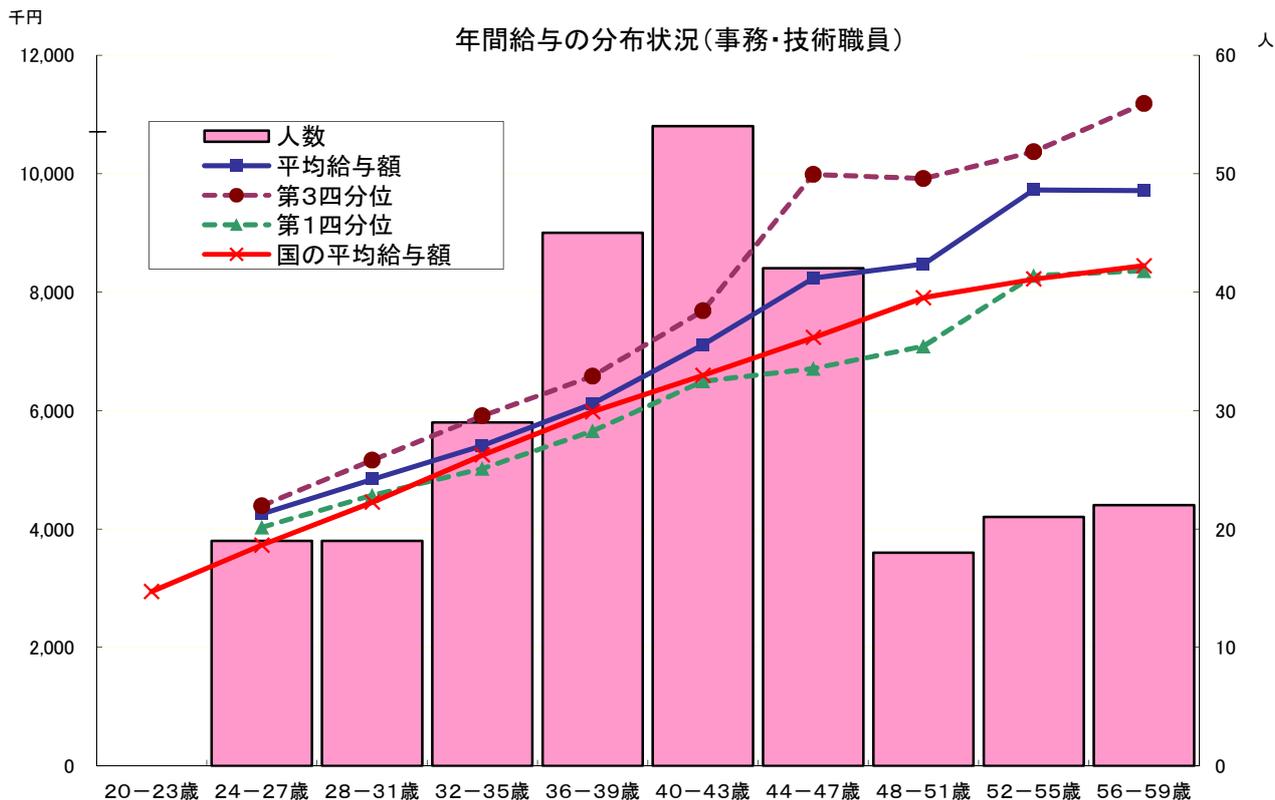
注1: 在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため表を省略する。

注2: 常勤職員及び非常勤職員の表中、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため欄を省略する。

注3: 常勤職員の医療職種(診療所看護師)及び非常勤職員の医療職種(医師(研究員))は、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

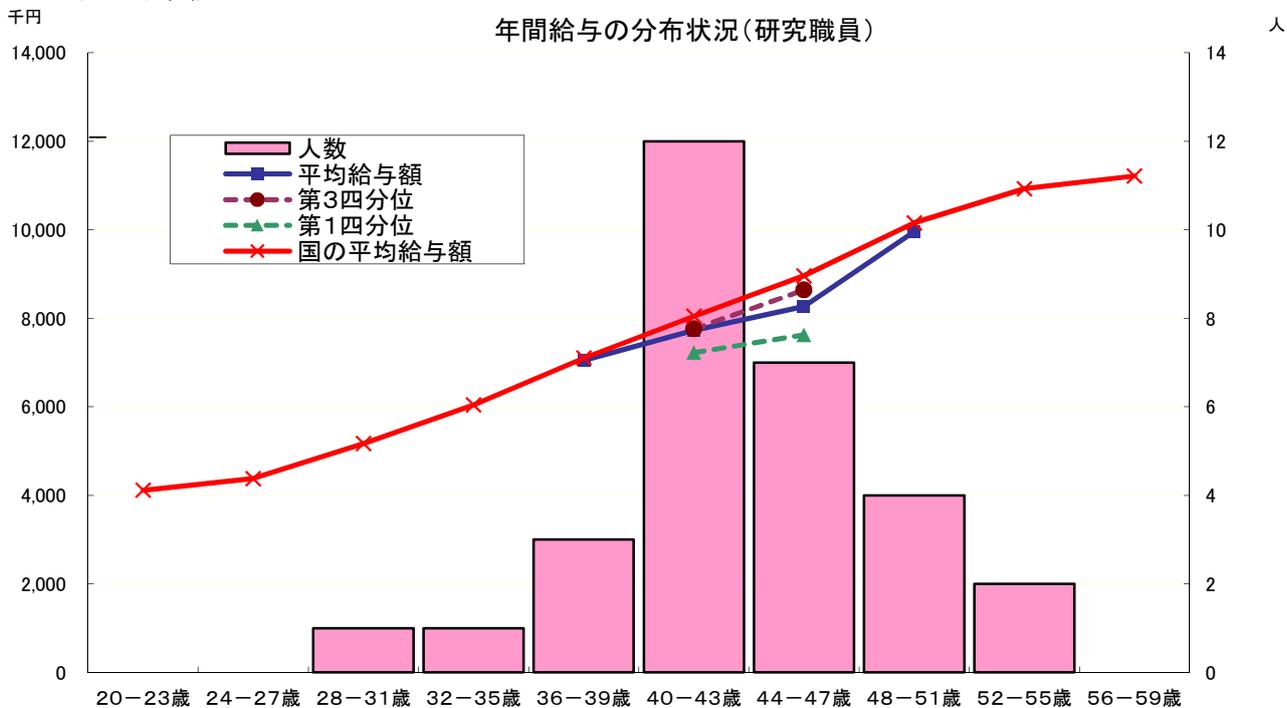
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

(研究職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:28～31歳、32～35歳、36～39歳、48～51歳、52～55歳の該当者は4名以下であるため、第1・第3四分位は表示していない。

注3:28～31歳、32～35歳、52～55歳の該当者は2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
代表的職位	人	歳	千円	千円	
本部部長	16	56.6	12,028	13,104	～ 11,186
本部課長	39	49.6	9,936	11,205	～ 8,355
本部係長	76	39.4	6,358	8,239	～ 5,055
本部係員	16	27.0	4,300	4,692	～ 3,939

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
代表的職位	人	歳	千円	千円	
研究部長	3	-	12,122	-	～ -
研究課長	3	-	9,937	-	～ -
主任研究員	10	44.4	8,070	8,664	～ 7,074
研究員	14	40.4	7,165	7,756	～ 5,257

注1:研究課長は、研究課長相当職である「副主任研究員」であり、主任研究員は、主任研究員相当職である「先任研究員」である。

注2:研究部長及び研究課長の該当者は4名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額の最高～最低は記載していない。

④ 賞与(平成29年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 50.2	% 51.0	% 50.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 49.8	% 49.0	% 49.4
	最高～最低	% (53.2～39.6)	% (51.4～38.9)	% (52.0～40.5)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.8	% 59.0	% 58.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.2	% 41.0	% 41.1
	最高～最低	% (43.3～37.2)	% (42.9～37.5)	% (43.1～37.4)

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 50.4	% 50.2	% 50.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 49.6	% 49.8	% 49.7
	最高～最低	% (52.6～42.4)	% (51.4～47.7)	% (51.7～45.6)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 59.9	% 59.1	% 59.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.1	% 40.9	% 40.5
	最高～最低	% (43.3～38.1)	% (42.9～38.6)	% (43.1～38.7)

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 109.7 ・年齢・地域勘案 99.6 ・年齢・学歴勘案 107.8 ・年齢・地域・学歴勘案 98.7
国に比べて 給与水準が高く なっている理由	<p>①当センターの99%の職員の勤務地は、国家公務員に支給されている地域手当の支給区分の1級地から6級地に該当し、最も地域手当の支給割合が高い1級地(東京都特別区)に在勤する職員の割合は、国家公務員が30.9%に対して当センターは80.7%となっており、地域手当の支給割合の高い地域に勤務する職員の比率が高い。</p> <p>②当センター職員の大学卒以上の割合は84.0%となっており、国家公務員の56.8%を上回る割合である。</p> <p>※国家公務員の割合は、平成28年国家公務員給与等実態調査結果の行政職俸給表(一)の適用を受ける者を対象として算出している。</p>
給与水準の 妥当性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 8.5% (国からの財政支出額 17,186,194,000円、支出予算の総額 202,476,115,000円：平成29年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成29年度決算)</p> <p>【大学卒以上の高学歴者の割合】 84.0%</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 当センターの職員給与は、国家公務員の給与制度の変更を踏まえ見直しを行っており、給与水準は対国家公務員指数では100を超えるが、地域・学歴勘案においては国家公務員の水準を下回っているため、妥当であると考えます。 なお、国からの財政支出に係る人件費については、運営費交付金の算定ルールに基づき算定され、削減を行ってきている状況である。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 地域差及び地域・学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考えます。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきます。</p>
講ずる措置	<p>「地域・学歴勘案:100.0以下」を達成しており、今後の給与水準についても、引き続き、同指数が100.0以下の水準を維持することを目標とする。国から財政支出を受けている状況も踏まえ、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を参考に給与改定等の取り組みを実施し、適正な給与水準の確保に努めていく。</p>

○研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 97.2 ・年齢・地域勘案 93.0 ・年齢・学歴勘案 96.9 ・年齢・地域・学歴勘案 92.9
国に比べて 給与水準が高く なっている理由	該当なし
給与水準の 妥当性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 8.5% (国からの財政支出額 17,186,194,000円、支出予算の総額 202,476,115,000円：平成29年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成29年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 当センターの職員給与は国家公務員の給与制度の変更を踏まえ見直しを行っており、給与水準は国家公務員の水準を下回っているため、当センター給与水準は妥当であると考えます。 なお、国からの財政支出に係る人件費については、運営費交付金の算定ルールに基づき算定され、削減を行ってきている状況である。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考えます。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も引き続き適正な給与水準の維持に努める。

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給)
月額194,700円、年間給与2,902,684円
 - 35歳(本部係長)
月額350,550円、年間給与5,804,054円
 - 50歳(本部課長補佐)
月額499,890円、年間給与8,238,209円
- ※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤務評定等による勤務成績を勤勉手当支給額に反映するため、6月期及び12月期勤勉手当支給月数のうち、それぞれ0.03ヶ月分を査定原資として、「特に優秀」「優秀」等の成績区分を設け、勤勉手当の増減を行うほか、昇給区分を5段階にして、勤務成績を昇給に反映させている。
引き続き、現在の仕組みを継続していく。

III 総人件費について

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給与、報酬等 支給総額 (A)	千円 2,505,017	千円 2,853,782	千円 3,126,715	千円 3,272,431	千円 3,372,137
退職手当 支給額 (B)	千円 364,439	千円 252,595	千円 208,865	千円 163,400	千円 154,609
非常勤役員等 給与 (C)	千円 1,312,067	千円 1,562,261	千円 1,699,495	千円 1,899,912	千円 1,821,807
福利厚生費 (D)	千円 721,739	千円 794,307	千円 889,081	千円 968,453	千円 973,604
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,903,262	千円 5,462,945	千円 5,924,156	千円 6,304,196	千円 6,322,157

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額：職員数の増（平成28年度末395名→平成29年度末398名）及び本給表の増額改定、勤勉手当の支給割合の改定等により対前年度比3%増となった。

退職手当支給額：対前年度比5.4%減となった。

非常勤役員等給与：非常勤職員数の減等により対前年度比4.1%減となった。

福利厚生費：支給総額の増に伴う法定福利費の増により対前年度比0.5%増となった。

最広義人件費：支給総額及び福利厚生費の増により対前年度比0.3%増となった。

国家公務員退職手当法の一部改正を受け、以下の措置を講じた。

・本給表の減額改定に伴い、平成27年4月1日の前日に現に在職し、施行日以後も引き続き在職した職員における改正後の規定により計算した総額が改正前の規定により計算した総額以下である場合は平成30年3月31日までの間、改正前の退職手当の総額を当該者に支給すべき退職手当の額とする。この場合において、改正前の基本額の計算に用いる本給月額、施行日の前日に受けていた本給月額と退職日本給月額を比較して高い額とする。

・「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成29年11月17日閣議決定）に基づき、以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、調整率の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置：調整率 0.10875 → 0.104625（平成30年1月1日より）

職員に関する講じた措置：調整率 0.87 → 0.837（平成30年2月1日より）

職員においては、説明・理解に十分な時間を設けたため、措置の開始時期を国家公務員に係る措置時期（平成30年1月1日）と異なる扱いとした。なお、平成30年1月中の退職者はいない。

IV その他

○特になし